

会議の名称		令和８年度第１回世田谷区防災会議
所管課（事務局）		災害対策課
開催日時		令和　８年　６月２６日（金） １３時１４分～１３時５４分
開催場所		東棟３階オペレーションルーム
出席者	（委員）	別紙名簿のとおり
	（事務局）	危機管理監、危機管理部災害対策課長、危機管理部副参事（防災計画担当）、危機管理部副参事（防災推進担当）、危機管理部災害対策課職員
会議公開の可否		公開
傍聴人の数		０人
会議次第		1　開会 2　会長挨拶 3　議事 【審議事項】 （１）地域防災計画への「雨水出水（内水氾濫）浸水想定区域内の地下街等及び特に防災上の配慮を要する者が利用する施設」の追加について （２）地震発生時の職員参集態勢の見直しについて （３）災害対策基本法による地区防災計画の提案制度について 4　閉会
会議結果 審議経過 その他		・上記【審議事項】すべてについて承認となった。 ・審議経過の詳細は別紙のとおり。

世田谷区防災会議 委員名簿

会長 世田谷区長

令和8年6月

区分(概規規定)	通番	役職
東京都知事の部内の職員 (世田谷区防災会議条例第3条第5項第1号)	1	東京都建設局 第二建設事務所長
	2	東京都水道局 南部支所長
	3	東京都下水道局 南部下水道事務所長
警視庁の警察官 (第2号)	4	警視庁 第三方面本部長 (代理)
	5	警視庁 世田谷警察署長 (代理)
	6	警視庁 北沢警察署長 (代理)
	7	警視庁 玉川警察署長 (代理)
	8	警視庁 成城警察署長 (代理)
東京消防庁の消防吏員 (第3号)	9	東京消防庁 第三消防方面本部長
	10	東京消防庁 世田谷消防署長
	11	東京消防庁 玉川消防署長
	12	東京消防庁 成城消防署長
消防団長 (第4号)	13	世田谷消防団長
	14	玉川消防団長
	15	成城消防団長
指定地方行政機関の職員 (第5号)	16	国土交通省 関東地方整備局 東京国道事務所長 (代理)
	17	国土交通省 関東地方整備局 京浜河川事務所長 (代理)
陸上自衛隊の隊員 (第6号)	18	陸上自衛隊 第1普通科連隊 重迫撃砲中隊長
区の職員 (第7号)	19	副区長
	20	危機管理部長
区の教育長 (第8号)	21	教育長
指定公共機関又は指定地方公共機関の 役員又は職員 (第9号)	22	NTT東日本株式会社 東京南支店 支店長 (代理)
	23	日本郵便株式会社 世田谷郵便局長 (代理)
	24	東京電力パワーグリッド株式会社 渋谷支社長
	25	首都高速道路株式会社 東京西局 副局長
	26	東京ガス株式会社 東京中支店長 (代理)
	27	京王電鉄株式会社 鉄道事業本部 鉄道営業部 京王東管区長
	28	小田急電鉄株式会社 下北沢駅長
	29	東急電鉄株式会社 鉄道事業本部 運輸部 三軒茶屋駅長
	30	一般社団法人東京都トラック協会 世田谷支部長
	31	一般社団法人世田谷区医師会 理事
区内の公共的団体の役員又は職員 (第10号)	32	一般社団法人玉川医師会 理事
	33	公益社団法人東京都世田谷区歯科医師会 理事
	34	公益社団法人東京都玉川歯科医師会 理事
	35	一般社団法人世田谷薬剤師会 監事
	36	一般社団法人玉川砒薬剤師会 理事
	37	株式会社世田谷サービス公社 代表取締役 (代理)
	38	JCOMマーケティング株式会社 世田谷オフィス 関東第1人事管理統括部 アシスタントマネージャー (代理)
	39	社会福祉法人世田谷ボランティア協会 理事長
	40	世田谷区立男女共同参画センターらぶらす 館長
	41	世田谷区赤十字奉仕団 委員長
	42	特定非営利活動法人せたがや福祉サポートセンター 理事
	43	区議会議員
区議会議員 (第11号)	44	区議会議員
	45	区議会議員
	46	区議会議員
	47	区議会議員
	48	世田谷地域区民防災会議会長
世田谷区区民防災会議委員 (第12号)	49	北沢地域区民防災会議会長
	50	玉川地域区民防災会議会長
	51	砒地域区民防災会議会長
	52	烏山地域区民防災会議会長
	53	町総連常任理事 (奥沢交和会理事長)

※役職欄に(代理)の記載がある場合は代理者が出席、網掛けの場合は欠席

令和 8 年度
第 1 回世田谷区防災会議

令和 8 年 6 月 26 日

午後1時14分開会

○危機管理部長 それでは続きまして、世田谷区防災会議を開催いたします。

早速ですけれども、お手元の防災会議の資料の確認をさせていただきたいと思います。こちらにも事前に送付差し上げている資料がございます。次第、ちょっと長いタイトルで恐縮ですけれども、資料1、地域防災計画への「雨水出水（内水氾濫）浸水想定区域内の地下街等及び特に防災上の配慮を要する者が利用する施設」の追加について、資料2、地震発生時の職員参集態勢の見直しについて、資料3、災害対策基本法による地区防災計画提案制度について、以上が事前送付でございます。

また、本日、机上にてお配りしています資料が別途ございまして、資料4、世田谷区防災会議委員名簿、資料5、世田谷区防災会議条例、資料6、世田谷区区民防災会議に係る情報提供、以上をお手元に配付してございます。こちらにも、資料等に不足がございましたら、お近くの係員にお知らせいただければと思います。大丈夫でいらっしゃいますでしょうか。

また、同じようにオンライン会議に出席の方には事前送付させていただいておりますので、適宜、画面のほうでも共有をいたします。

それから、防災会議につきましても、新たに防災会議の委員に御就任いただいた方におかれましては、委嘱状をお手元に御用意しておりますので、お手元の委嘱状で交付とさせていただきたいと思いますので、御了承いただきたいと思います。

それでは、次第の2、世田谷区防災会議の会長であります◆◆区長から御挨拶を申し上げます。会長、よろしくお願いします。

○◆◆会長 皆様、こんにちは。世田谷区長、◆◆です。世田谷区防災会議の会長といたしまして御挨拶を申し上げます。

委員の皆様方、御多用のところ、防災会議の御出席、ありがとうございます。

今も2つの台風が首都圏に向かって接近中、そしてまた、この2つの会議の直前の11時49分には少し強い地震がございました。昨今、自然災害が大変頻発しているところでございます。昨年末、内閣府より首都直下地震による被害想定が公表されまして、先月には東京都が新たな被害想定の見直しを開始しています。また、本年5月29日から新しい防災気象情報の適用が始まるなど、災害対策に関わる状況は変化し続けています。とりわけ新しい防災気象情報については、運用開始の直後、和歌山県でレベル5氾濫特別警報が発表されたことで大きな話題となりました。世田谷区においては、区民の生命、財産を守るため、

日々変わる状況を見ながら、発災時の迅速な対応とともに、予防対策も推進をしていく必要があることから、本会議を開催することになりましたので、よろしく御審議のほどお願いを申し上げて御挨拶とさせていただきます。

○危機管理部長 ありがとうございます。

続きまして、防災会議の委員の皆様の御紹介も、お手元の委員名簿をもって代えさせていただきますこととして省略させていただきますので、御了承いただきたいと思います。

続きまして、次第の３、議事に入らせていただきます。議事の進行につきましては、会長であります◆◆区長をお願いいたします。よろしくお願いします。

○◆◆会長 それでは、これからの議事進行を務めてまいりますので、御協力をよろしくお願いいたします。

議事の進め方でございますが、最初に事務局から御説明をいたしまして、その後で各機関の方から補足の御説明などがございましたら御発言をいただいて、その後に質疑に入らせていただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。

では、議事、審議事項(1)地域防災計画への「雨水出水（内水氾濫）浸水想定区域内の地下街等及び特に防災上の配慮を要する者が利用する施設」の追加について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（災害対策課長） 事務局の世田谷区危機管理部災害対策課長の◆◆でございます。着座にて御説明をさせていただきます。

それでは、資料１を御覧ください。まず、１、趣旨でございます。東京都が水防法に基づき雨水出水浸水想定区域を指定したことに伴い、区の地域防災計画へ浸水想定区域内にある地下街や要配慮者利用施設の名称や所在地一覧を追加することについて御審議をいただくものです。

続いて、項番２、指定の経緯でございます。令和３年の水防法改正において、水害リスク情報空白地域の解消を目的に、特別区内の下水道も雨水出水浸水想定区域図の作成対象となったため、令和８年３月に東京都が浸水想定区域を指定いたしました。

項番３、指定に伴う対応についてです。(1)、趣旨で御説明したとおり、世田谷区では、地域防災計画へ浸水想定区域内にある地下街や要配慮者利用施設の施設名称及び所在地一覧を記載しているため、雨水出水浸水想定区域内にございます施設一覧を追加する必要があります。地域防災計画の修正、追記内容については、別紙１及び別紙２のとおりでございます。

別紙 1 を御覧ください。地域防災計画の本編の修正部分を赤字で示したのになります。水防法の改正に基づき、公共下水道等の排水施設を対象として、雨水出水浸水想定区域を指定していることを示すとともに、地域防災計画資料編資料第104②として一覧を追加することについて追記しております。また、既存の洪水の浸水想定区域内の要配慮者施設の一覧につきましては、資料第104①として資料番号を改めます。

別紙 2 を御覧ください。追加となります資料第104②の一覧表でございます。今回、東京都で指定した雨水出水浸水想定区域内のうち、床上浸水の目安となる0.5メートル以上の浸水深にかかる施設を対象に一覧表としてまとめたのになります。施設は、高齢者や障害者、乳幼児が利用する施設や学校、病院が対象となっております。

資料 1 にお戻りください。項番 3 (2) 今後の対応についてです。地域防災計画へ記載された要配慮者施設等においては、避難確保計画を作成し、避難訓練を実施することが必要となるため、区より各施設へ避難確保計画の作成等を求めてまいります。また、各施設の計画作成や訓練実施に向けて、区ホームページで公表している避難確保計画や避難訓練実施報告書の様式等の案内や、災害・防犯情報メール配信サービスへの登録などの情報提供を行ってまいります。

すみません、先ほど御説明の中で、別紙 1、地域防災計画本編の修正部分を赤字と御説明しましたが、皆様へのコピーを白黒でしております。今、画面で出させていただいている部分が先ほど説明した修正部分になりますので、失礼いたしました。修正部分については先ほど説明したところになりますが、申し訳ございませんでした。

私からの説明は以上です。

○◆◆会長 以上、事務局より説明させていただきましたが、各関係機関の皆様方から補足等の御説明がございましたら、挙手にてお知らせいただきたいと思います。順次、御説明していただきます。何かございますか。

ございませんようですので、引き続きまして、質疑に移らせていただきます。御質問、御意見がございましたら、挙手にてお知らせください。順次、質疑いただきます。いかがでしょうか。

○◆◆委員 昨年の区民防災会議の中で、1 行、ミサイルが飛来するからその被害をというのがあったんですけれども、そのときは 1 行だけだったんです。今回は、前の会議でかなり圧倒的な量で書かれてあるんですけれども、そういったことが、どういう背景で、どういう形であるんだという話がないと分からないなと思うんですけれども、そのところ

を遡ったり、ちょっと混じっていますけれども、御説明をいただきたいと思うんですけれども。

○◆◆会長 これは両方にまたがってということですか。

○◆◆委員 といいますか、これは昨年も区民防災会議の中にあった話なんです。今回はこれがなくて、圧倒的なボリュームで国民保護協議会に出てくるわけですが、我々としたら、どこからミサイルが飛んでくるかも分からないわけで、私たちの国は、今、仮想敵国はないですよ。特に誰も発表していないわけですから。それが、ある日、唐突にこういった形で出てくるというのは相当なものだなという、やっぱり出てくる背景があるわけですよ。だけれども、全然、表にその言葉が出てこないで、ただミサイルが来たらどうするんだという話になっていますので、やっぱりその前提の話を教えていただく必要があるかと思うんです。

○◆◆会長 それでは、国民保護計画にも関連する御質問だったと思いますが、事務局、いかがですか。

○事務局（防災推進担当副参事） 一部、国民保護協議会の内容になりますけれども、お答えさせていただきます。諮問理由のところでも御説明申し上げたところでございますが、特に東京都国民保護計画の変更で、蓋然性として、いわゆる本格的な武力攻撃ではなく、やはり今、ウクライナ、イランもそうなんですけれども、そういったところを踏まえても、現代においてはミサイル攻撃への脅威が極めて高いと、特に当初起こるものについてはミサイル攻撃から始まるでしょうということになっておりまして、それが前回の東京都国民保護計画の主要な変更点となっております。よって、今回の当区の国民保護計画におきましても、こういった東京都の記述内容を含めて変更しようというのが背景でございます。

以上でございます。

○◆◆会長 事務局からの説明でした。

ほかに御意見、御質問等はございますでしょうか。

もしなければ、この場で地域防災計画の修正についてお諮りをしていきたいと存じます。

それでは、お手元の世田谷区地域防災計画の修正案を当防災会議といたしまして承認をいただけますでしょうか。いかがですか。

ありがとうございます。それでは、御承認をいただいたということで、この修正案を世

田谷区地域防災計画として当会議において決定することといたします。

それでは、議事、審議事項の(2)地震発生時の職員参集態勢の見直しについて、事務局より説明をしていただきます。

○事務局（災害対策課長）　引き続きまして、事務局の災害対策課長の◆◆より御説明をさせていただきます。

資料2を御覧ください。1の趣旨でございます。区では、地震発生時の職員参集態勢につきまして、災害対策本部運営要綱の定めにより、全職員の参集基準を、現在、震度5弱以上としておりますが、最新の東京都の被害想定では、震度5強以下の地震の場合は広域かつ大規模な被害は想定されておらず、東京都や東京消防庁などでは全職員の参集基準を震度6弱以上としていることもあり、区の地震発生時の職員参集基準及び配備態勢の見直しを行う必要があるため、本件について意見を求めるものでございます。

2、見直しの内容でございますが、通常業務との兼ね合いも考慮し、一律の震度で職員全員が参集するのではなく、段階的に参集することとしております。具体的には、表にありますとおり、震度5弱においては情報連絡態勢として約800名、震度5強においては災害即応態勢として約1200名、震度6弱以上では非常配備態勢として全職員が気象庁発表の震度を基に自動参集することとしております。

また、(2)に記載のとおり、職員の参集基準の変更に伴い、町会・自治会の皆様を中心とした指定避難所運営本部の参集の目安も震度6弱以上と変更するものです。

変更のポイントにつきまして、別紙1、地震発生時の職員参集態勢の見直しについて（案）で説明させていただきます。

資料2別紙の3ページを御覧ください。近年の地震における被害の傾向をまとめたものですが、震度6弱以上の地震では人的被害や住家の被害が多く発生していることが分かります。

次の4ページを御覧ください。震度5弱、5強の地震においては、実災害において大きな被害が発生していないことが御確認いただけます。

少し進みまして、7ページを御覧ください。23区的全職員の参集基準を参考としてつけてございます。震度5弱で全員参集としている区は世田谷区を含め2区のみで、震度6弱としている区が11区と一番多くなっていることや、先ほど御説明したとおり、東京都や東京消防庁などでは全職員の参集基準を震度6弱以上としていることなどから、区における地震発生時の職員参集基準及び配備態勢の見直しを行うことといたしました。

少し進みまして、9ページを御覧ください。今回の見直しでは、災害対策本部の自動設置基準・全職員の参集基準を、現行の震度5弱以上から震度6弱以上といたしますが、震度5強以下の地震であっても必要に応じて災害対策本部を設置することとしております。

10ページを御覧ください。それぞれの震度で自動参集する職員数は先ほど御説明したとおりですが、被害状況に応じて、各部の判断において追加で参集することとしております。

また、震度5強においては、災害即応対策会議を行うこととしておりますが、その構成員については、次ページ、資料11ページを御覧ください。災害対策本部への速やかな移行を見据え、災害対策本部の構成員と同一のメンバーで、震度5強においても災害即応対策会議を行うこととしております。

今後のスケジュールでございます。資料1にお戻りいただき、項番3を御覧ください。本日、区防災会議で御審議いただいた後、その後、関係要綱を改正いたしまして、本年8月1日より新基準を施行予定でございます。

説明は以上です。

○◆◆会長 以上、事務局より説明をさせていただきました。各関係機関の皆様方から補足の御説明等がございましたら、挙手にてお知らせいただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

関係機関の皆様からの補足はございませんようですので、引き続きまして、質疑に移らせていただきます。職員参集態勢の見直しということで今説明があった内容について、御質問、御意見等がございましたら、挙手でお願いしたいと思います。順次、質疑をいただきます。いかがでしょうか。

○◆◆委員 玉川歯科医師会の◆◆と申します。

災害時の緊急医療救護所についても、6弱として考えてもよろしいのでしょうか。

○◆◆会長 事務局、いかがですか。

○事務局（災害対策課長） 医師会の先生方の緊急医療救護所の設置の自動参集の基準ということでしょうか。今後、区の職員参集の見直しを踏まえまして、災対医療衛生部から、もしその辺の変更等があるようであれば御連絡をさせていただくことになるかと思えます。まずは職員の参集基準を見直して、その後に御連絡をさせていただくことになると思います。

以上です。

○◆◆委員 ありがとうございます。

○◆◆会長 ほかにいかがでしょうか。お願いします。

○◆◆委員 区民防災会議の◆◆ですが、参集する人間は、決して少ない人間ではないんですけれども、集まって、いわゆる初動で、最初に何をするのかはそれぞれの部門で決まっているんでしょうか。それが決まらないと、人間が多くなっても何をするかという役割分担を決めておかないと、どうにも後は動きが取れないんじゃないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○◆◆会長 事務局より、参集後、どのような分担、どのようなミッションで動くのかについてお答えください。

○事務局（災害対策課長） 区では、昨年度、業務継続計画（BCP）、そういう緊急時にどのような対応をするかという計画を修正させていただいております。その計画に基づきまして、さらに詳細などという業務をやっていく、何人ぐらい集まる、この業務をということで、本年、職員行動マニュアルの修正も行っているところでございますので、御心配のことがないようにしっかりと職員間で計画等を周知徹底してまいりたいと思います。

以上です。

○◆◆委員 ありがとうございます。言い方を変えますと、職員もそうなんですけれども、各関係機関も含めてこれだけの人間が集まって、私たちも避難所運用というところでもってそこら辺を考えているんですが、最初に何をやると思ったら、地震が起きてから3時間以内に30%の人間がトイレに行きたいと。ですので、トイレがきちんと使えるかどうかの点検がイの一番に必要で、どこの施設でも、設備でも同じかと思うんですけれども、それを皆さんがやっていないと、それぞれでてんやわんやになってしまうんじゃないかなと。それぞれの施設においてです。

○◆◆会長 事務局からいかがでしょうか。

○事務局（災害対策課長） 御質問ありがとうございます。BCPにおいても、まずはその施設の安全の確認から始まっていくと思います。まず、その施設が私たちが業務ができるのかどうかというところで、施設の安全確認が重要なことになるかと思います。職員行動マニュアルでもそのような位置づけになっていくということでございます。

以上です。

○◆◆会長 それでは、オンラインで◆◆さんから手が挙がっているということですので、御質問でしょうか。いかがですか。

○◆◆委員 世田谷区医師会の◆◆です。いつもお世話になっています。

1つ、運営についてお願いなんです。オンラインから拝見していると、誰が何をしゃべっているかがよく分からないので、もしよろしければ、発言の際にどういう立場なのかを御説明いただくと助かるかなと思いました。

参集基準についてなんですけれども、先ほど御質問いただいた緊急医療救護所の参集基準は6弱になっています。なので、それは多分変わらないんだと思うんですが、私たちは災害医療コーディネーターという業務もございまして、そういう場合も同じような基準の変更等々があると考えておいてよろしいんでしょうか。世田谷区医療救護本部の参集基準もまた変更があると考えてもよろしいんでしょうか。

○◆◆会長 事務局、いかがでしょうか。

○事務局（災害対策課長） ありがとうございます。うめとぴあに設置いただきます医療救護本部の参集基準についての御質問だと思いますけれども、先ほど御説明したとおり、まず、今回は職員の参集基準の見直しについてお諮りをさせていただき、今後、医療救護本部の参集基準見直しの必要があるようであれば、災対医療衛生部より、また御相談、御連絡をさせていただくことになるかと思います。

以上です。

○◆◆委員 分かりました。ありがとうございました。

○◆◆会長 それでは、オンラインのほうから識別が難しいということで、御発言の際に所属、お名前をよろしくをお願いします。

ほかに御意見、御質問はいかがでしょうか。

○◆◆委員 玉川砧薬剤師会の◆◆と申します。よろしくお願いいたします。

ということは、来年あたりに地域防災計画が改定されると考えてもよろしいんでしょうか。このように職員体制が変わることで参集が変わる、それで、6弱とされていますけれども、緊急医療救護所のあたりも見直しがかかったりとか、可能性があるということは、来年あたりには地域防災計画が改定されてという形を考えてもよろしいんでしょうか。

○◆◆会長 事務局、どうぞ。

○事務局（災害対策課長） この職員参集基準をもって大きな計画変更は今のところ予定はございません。ただ、地域防災計画の中に職員参集基準の記載もありますので、その一部の記載については、機を見てというか、修正のタイミングで記載は修正させていただく

ことになります。

以上です。

○◆◆委員 ありがとうございます。

○◆◆会長 ほかに御質問、御意見等はいかがでしょうか。

○◆◆委員 区議会の◆◆です。よろしくお願いします。

今回、800人にするという事なんですけれども、内容が各課が必要とした職員とあるんですが、場合によっては、心配事としては、発災したときに、例えばですけれども、介護だったり、障害だったりの事業所さんは、それぞれ各事業所ごとにBCPを作成してまして、発災時の連絡系統についても作成、想定していますけれども、通常の場合よりも震度が低くても、けがだとかトラブルが起き得る可能性は高いと思うんですが、そのときの報告だったり、情報共有が損なわれるようなことが、もちろん、ないように800人を選んでいただくとは思いますが、この800人がどの課でどういう人たちなのかはもう決まっているのでしょうか。

○◆◆会長 震度5弱の段階の800人はどういう人たちになるのかについて、お願いします。

○事務局（災害対策課長） 今回の800人につきましては、私ども災対統括部がこの課は何名と指定をさせていただいたわけではございません。各課において様々な状況を想定される中で業務に必要な人数を各課から御報告をいただいて、積み上げで約800名となっております。なので、既に各部署においては職員の誰が震度5弱で、誰が震度5強でということとは個人個人に割振りをされている状況でございます。なので、来る職員は既に決まっているということになっております。

以上です。

○◆◆会長 続けてありますか。

○◆◆委員 ありがとうございます。ということは、800人、大体、どの課の人たちは震度5弱のときに参集するよというところは共有していただけるのでしょうか。

○◆◆会長 事務局からお答えします。

○事務局（災害対策課長） 職員参集態勢の見直しについては、特別委員会で議会には情報共有をさせていただいているところでございますが、職員の参集数の内訳について資料としてお出しするかどうかにつきましては、今後、引き続き検討をさせていただければと思います。現段階で、これをすぐ区防災会議の皆様方にこの人数がこの課ということで公

表させていただくかどうかについては、引き続きの検討とさせていただければと思います。

以上です。

○◆◆会長 ほかに御質問、御意見はございませんでしょうか。

それでは、ほかに御質問、御意見等がなければ、本件については、当防災会議といたしまして御承認としていただけますでしょうか。

ありがとうございます。それでは、御承認をいただいたということで、本件については事務局で進めてください。

続いて、議事、審議事項(3)災害対策基本法による地区防災計画の提案制度について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（防災計画担当副参事） 事務局の危機管理部防災計画担当副参事、◆◆でございます。着座にて失礼いたします。

審議事項(3)災害対策基本法による地区防災計画の提案制度についてを私から御説明いたします。

資料3を御覧ください。まず、前提といたしまして、国の法律やガイドラインで言います地区につきましては、全国の市区町村を捉えて様々な活動主体、具体的には町会・自治会等の地域住民や事業所などの単位と定義されておりまして、世田谷区独自の地区、地域、本庁という3層構造に基づく28地区、今、世田谷区ではございますが、こちらとは異なるという点についてあらかじめ御留意ください。

それでは、1、趣旨でございます。28地区内でのさらに細かい単位での地域住民等からの災害対策基本法第42条の2に基づく地区防災計画の提案があった場合について、世田谷区地域防災計画における取扱いをあらかじめ定めることにつきまして御審議いただくものです。

提案制度の概要につきましては、2、提案制度の概要及びお手元の別紙1を御覧ください。本制度は、実際に防災活動を行う地域住民等が地区防災計画の素案を作成し、市町村防災会議に提案を行うものです。提案を受けた市町村防災会議は、地域防災計画に規定する必要があるか否かを判断し、必要と認める場合には当該計画を地域防災計画に規定し、必要がないと判断した場合にはその旨及び理由を提案者に通知します。また、市町村防災会議には、計画提案が行われた場合、提案の趣旨を踏まえ、地域住民等からの発意を積極的に受け止める姿勢が求められています。

続きまして、3、世田谷区地域防災計画への定め方です。災害対策基本法においては、計画提案があった場合の地域防災計画への反映方法について特段の定めがないことから、このたび、区としての取扱い方法を検討いたしました。区の地域防災計画では、先ほども申し上げましたように28のまちづくりセンターを地区と位置づけまして、それぞれで地区防災計画を策定しております。そのため、法第42条の2による計画提案の希望があった場合には、既存の地区防災計画の一部として、提案された計画の名称等を掲載することを前提としております。

具体的な流れにつきましては、別紙2も併せて御参照ください。提案に当たっては、管轄するまちづくりセンターと連携しながら地域住民等に計画案を作成していただきます。計画案がまとまった段階で、地区内で開催される防災塾等の場を活用し、他の町会・自治会等の皆様に共有いたします。その上で、地区防災計画の修正について地区内で合意が得られた場合、法に基づく提案書等の提出に至ります。提出された提案書は、まちづくりセンター、総合支所地域振興課及び事務局である災害対策課において、お手元におつけしています別紙3の審査事項に適合しているかを確認いたします。その後、区防災会議に対し、当該計画を地区防災計画に掲載することの適否について意見を求めることとなります。

説明は以上です。

○◆◆会長 以上、事務局より説明をさせていただきました。

それでは、質疑に移りたいと思います。御質問、御意見等がございましたら、今の事務局説明に対して挙手をお願いします。いかがでしょうか。

質疑のほうは特にないということでしたら、本件について、当防災会議として御承認いただけますでしょうか。

ありがとうございます。それでは、御承認いただいたということで、本件については事務局で進めてください。

議事は以上となります。

事務局から連絡事項などがありましたら、お伝え願います。

○危機管理部長 それでは最後に、1点でございますけれども、お手元にお配りしました資料6を御覧いただきたいと思います。世田谷区区民防災会議総会の資料でございます。本日は情報提供ということでお配りをさせていただいております。

こちらにつきましては、世田谷区区民防災会議の活動状況になります。日頃から、災害

から区民の生命と財産を守ると、自らの町は自ら守るということを基本の理念といたしまして、地域あるいは地区での身近な防災活動の中心であります町会・自治会、マンション管理組合などを基盤としました組織で様々な活動を実施してございます。先日、総会が開かれまして、7年度事業報告がございましたので、各地域における避難所運営訓練、防災教室などの実施状況についての御報告とさせていただきます。

資料を御覧いただきますと各地域ごとの内訳がございすけれども、最下段、区全体の内訳でございすけれども、避難所運営訓練が105回の実施、8095名の参加があります。また、防災教室については565回の実施で、7万5001名が参加されてございます。そのほか、それぞれの地域におきまして、地区防災訓練や安否確認訓練、D級可搬ポンプ操作訓練、救命講習会、防災の講演会、防災イベントなどの取組を各地域ごとに地域住民の皆様を中心に実施していただいております。そのことを本日の防災会議の皆様方にも情報提供させていただくものでございます。

説明は以上になります。

○◆◆会長 それでは、ただいまをもちまして、本日の防災会議を閉会したいと思います。御出席いただいた官公庁関係、生活インフラ、交通関係事業者、また区民の健康、医療に関わる様々な団体の皆さんに御出席いただきました。今日の議論を基にして、しっかりした防災体制を区としても築いてまいりたいと思います。皆様方には、大変御多用のところ、ありがとうございました。以上にて終わります。

午後1時54分閉会